

商工会会員の皆さんへ

あいおいニッセイ同和損害保険  
MS&AD INSURANCE GROUP



「タフビズ賠償総合保険」は  
ベルマーク協賛商品です。

2024年4月以降保険始期用

# 商工会の ビジネス総合保険制度

事業経営をとりまくさまざまなリスクを総合的に補償します

企業包括特別約款、企業総合賠償特約セット賠償責任保険



事業経営をとりまくさまざまなものに備えていますか？

スケールメリットを生かした割安な保険料水準

最大割引率  
**約28%**



施設・設備等の  
管理の補償



仕事遂行の補償



生産物・仕事の結果



各種費用の補償

※スケールメリットによる割引約  
10%、自動車リスク優良割引  
10%、優良事業者割引10%を  
適用した場合

保 険 期 間 加入始期月1日午後4時～翌年同月1日午後4時

加入は毎月受付中！お申込み月の翌月1日～1年間の保険期間でご加入いただけます

全国商工会連合会

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



# もしも! 貴社が他人の身体・財物にか 起こした場合、高額な損害賠



過去にも高額賠償事例が数多く発生!

CASE.1



家電製品の欠陥により火災が発生し、同製品の使用者が死亡。同製品を輸入した販売会社が、製造物責任に基づき遺族から損害賠償請求を受けた。

約9,200万円

CASE.2



飲食店で調理・提供した料理を食べた客らが、下痢・嘔吐などの症状を訴えて入通院した。提供を受けた料理が原因で食中毒に罹患したとして、損害賠償請求を受けた。

約1,200万円

ビジネス総合保険制度が  
貴社の事業活動による  
事故発生時の対応をバック

# かわる事故(対人・対物事故)を 償を求められる可能性があります。

## CASE.3



商業施設の通路上に落ちていた食品に足を滑らせたことにより客が転倒し受傷した。施設運営上の安全対策に問題があったとして、損害賠償請求を受けた。

約900万円

## CASE.4



テナントビルの改装工事中に重機で天井のスプリンクラーを破損。建物全体が水浸しになってしまい、復旧費用に加えて営業損害に関する損害賠償請求を受けた。

約1億円

詳しい  
補償内容は  
3ページへ



# アップします。



# 1証券で総合補償

基本の補償(対人・対物賠償)

05 ~ 07 ページ

## ワイドプラン おすすめ!

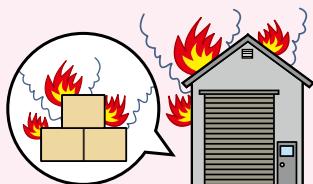
なら、ここまで補償!



レンタルしていたパワーショベルを損壊してしまった。



設備工事の作業時にサーバーの電源を切断、サーバー内のデータを消失してしまった。



お客様から修理のため郵送されてきた販売品を保管中に、火災で焼失した。



通行人にケガをさせた対応などにより、工事の完成が期日より1か月遅れ、施主から遅延金を請求された。



製造業者の点検者が操作を誤り、製造機を故障させてしまった。修理費が時価額を超えたが、修理費の全額を請求された。

## ベーシックプラン

施設・設備等に  
関連する賠償責任の補償



建設現場の資材が崩れ、遊んでいた子どもがケガをした。



店舗の床がぬれていたためお客様がすべて転び、ケガをした。



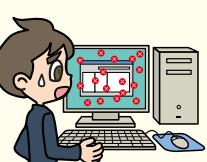
配管から水漏れが発生、階下の他人の店舗を汚損した。

## オプション補償

08 ~ 13 ページ

### サイバーリスクへの備え

顧客企業にメールを送信したが、セキュリティ対策不十分であったため、マルウェアに感染していることに気がつかなかつた。その結果、顧客企業のPCがマルウェアに感染し、データが消失した。



### お客様のご要望に合わせて補償を

### 自然災害時の近隣への備え

台風により建設現場の足場が飛散して、近隣の住宅に直撃し窓ガラスを破損。事業者の過失は認められなかったものの、被害者に見舞金を支払った。



# 事業活動をとりまくさまざまなリスクに ひとつの保険で対応します。 損害賠償の補償に加え、費用・利益、物損害の補償まで、 トータルに備えられます!

## で幅広く、しっかり補償

### 仕事の遂行に関する 賠償責任の補償



工事現場から、建設資材が落下して通行人にケガをさせてしまった。



納品中、誤って他人にケガをさせた。



調理場より出火。火災によりお客様がケガをした。

### エコノミープラン

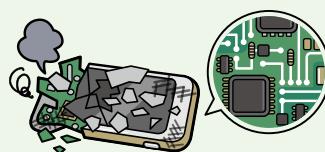
### 生産物・仕事の結果に関する賠償責任の補償



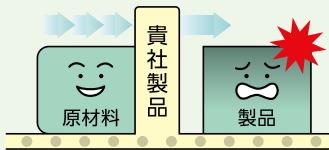
接続部の欠陥により、製造した電化製品から出火し、燃え移った建物が損傷した。



販売した飲食物がもとで、お客様が食中毒を起こした。



製造したコンデンサを取引先に納品したところ、そのコンデンサに欠陥があり、取引先がそのコンデンサを組み込んで製造したスマートフォンが損傷した。



製造した機械を取引先に納品したところ、その機械に欠陥があり、取引先がその機械を使用して加工した製品が損傷した。

さらに手厚く



### 休業への備え

施設で火災が発生。営業停止およびその後の影響により、損失が発生した。



### リコールへの備え

製造した製品の欠陥が原因で事故が発生したため、製品を回収した。



製造業・販売業の方におすすめ!

### 工事の対象物への備え

建築中の住宅が火災により焼失した。



建設業の方におすすめ!

# 賠償責任の補償①

貴社が他人の身体の障害・財物の損壊について法律上の損害賠償責任①を負担



## 基本の補償

前ページの

**仕事の遂行に  
関連する賠償責任の補償**

**施設・設備等に  
関連する賠償責任の補償**

**生産物・仕事の結果に  
関連する賠償責任の補償**

に

おすすめ!

**ワイド  
プラン**

対人・対物事故に関する賠償責任リスク

その他の賠償責任リスク

費用リスク

加えて、主に以下の補償があります。

### ① 構内専用車等危険補償

作業場内、施設内における自動車および作業場内における車両に起因する事故<sup>(注1)</sup>

### ② 管理財物損壊補償

作業を行う対象物の損壊

### ③ 従業員所有自動車危険補償

従業員が所有する自動車を業務に伴い使用した際に発生した事故<sup>(注1)</sup>

### ④ 国外一時業務危険補償

国外出張業務に起因する事故

### ⑤ 生産物自体の損害補償\*

生産物・仕事の目的物自体の損壊<sup>(注2)</sup>

### ⑥ 国外一時持出・流出生産物危険補償\*

生産物が一時的に国外に持ち出されたまたは流出した際に発生した事故<sup>(注3)</sup>

### ⑦ 来訪者財物損壊補償\*

お客さまから預かった財物<sup>(注4)</sup>の損壊

### ⑧ 受託物損壊補償\*

業務に伴い管理する受託物、借用財物、支給財物の損壊

### ⑨ 借用イベント施設損壊補償\*

借用イベント施設の損壊

### ⑩ 人格権侵害補償\*

不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉毀損、表示行為による名誉毀損やプライバシーの侵害<sup>(注5)</sup>

### ⑪ 広告宣伝活動による権利侵害補償\*

広告宣伝活動による名誉毀損やプライバシーの侵害、著作権・表題や標語の侵害<sup>(注5)</sup>

### ⑫ 使用不能損害拡張補償\*

他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能<sup>(注5)</sup>

### ⑬ 工事遅延損害補償\*

対人・対物事故の発生により対象工事が遅延した場合の遅延規定に基づく損害賠償金<sup>(注6)</sup>

### ⑭ 環境汚染対応補償\*

油濁事故または環境汚染事故により発生した環境汚染浄化費用等

### ⑮ ブランドイメージ回復費用補償\*

ブランドイメージ回復のためのコンサルティング費用

### ⑯ カーボンクレジット等費用補償\*

対物事故の被害者から請求されたカーボンオフセット費用

### ⑰ データ損壊復旧費用補償\*

他人のデータ・プログラムの消失・損壊<sup>(注7)</sup>

### ⑱ 対物超過費用補償\*

他人の財物の損壊による復旧費が時価額を上回る場合の超過費用

(注1)自動車損害賠償責任保険・自動車保険等で補償されるべき額の超過分のみがお支払対象となります。(注2)対人・対物事故により法律上の損害賠償責任の事故は日本国外で発生したものに限ります。(注4)預かった財物が貨幣や有価証券等の高価品であった場合は、お客さまがその種類と価額を明らかにして起因する事故については、その生産物や仕事の目的物自体に不測かつ突発的な損壊が発生している場合のみ、お支払いの対象となります。(注6)対象工事に行期日の翌日から起算して6日以上にわたり遅延する場合に限ります。(注7)法律上の損害賠償責任が発生しない場合も、お支払いの対象となります。

## 1 法律上の損害賠償責任

故意・過失などによって他人に損害を与えた場合、加害者は被害者に対してその損害を補償しなければなりません。これを法律上の損害賠償責任といいます。主なものに、加害者の不法行為に基づく賠償責任と債務不履行に基づく賠償責任があります。なお、故意による損害は、保険金のお支払いの対象にはなりませんのでご注意ください。



することによって被る損害(損害賠償金に加え、さまざまな費用)を補償します。

ベーシック プラン
○
○
○
○
○
○
○
○
×
×
○
○
○
×
○
○
○
×
○
○
○
×
×
○
○
○
×
○
○
○
×
×

□ エコノミー プラン
×
×
×
×
○
○
○
×
×
×
×
×
×
×
×
×
×
×
×
×
×
×

## 事故の例

- ① 工事現場で使用していたパワーショベルで誤って駐車中の他人の車を破損させた。
- ② ビルの外壁の一部を補修中、工事対象の壁面の内壁を破損した。
- ③ 業務のために、従業員がマイカーを運転していたところ、運転を誤り民家の壁を壊した。
- ④ 海外出張で取引先の社屋を訪問した際、備品を壊してしまった。
- ⑤ 電化製品が欠陥により出火し、火傷を負った被害者から製造業者が治療費を請求されると共に、電化製品自体の損害賠償も請求された。
- ⑥ 国内消費用に製造した菓子が海外への土産品として海外へ持ち出され、それを食べた外国人が食中毒を起こし、製造業者が損害賠償請求された。
- ⑦ レストランでお客様から預かったコートを紛失した。
- ⑧ 空調取付業者が、施工から支給されたエアコンを取り付工事中に落下せてしまい、エアコンが破損した。
- ⑨ 借用した展示会場での出張販売において、商品を運ぶ際に誤って施設の壁を損壊した。
- ⑩ 工事現場で来訪者を資材泥棒と誤認して拘束してしまったことが判明し、当人から名誉毀損で訴えられた。
- ⑪ テレビで放映した広告宣伝内容が名誉毀損にあたるとして訴えられた。
- ⑫ 製造した産業機械が欠陥により出火、損壊した。納品先施設の損壊はなかったものの、納品先から生産ライン停止による逸失利益について損害賠償請求された。
- ⑬ クレーンが転倒、隣接店舗に財物損壊が発生。工事が遅延し、施工に遅延金を支払った。
- ⑭ 事故により製造工場の設備が破損し、石油物質が河川へ流出してしまったため、石油物質を除去するための費用を負担した。
- ⑮ 建機の操作誤りにより隣接する建物を破損してしまった。事故再発防止のために社外の専門家にコンサルティングを依頼し、コンサルティング費用を支払った。
- ⑯ 納品した機械設備が欠陥により出火し取引工場内の省エネ設備を破損。温室効果ガス排出量目標達成のために取引先が実施したカーボンオフセットに対する費用の請求を受け、その費用を負担した。
- ⑰ 電気配線時にお客さまのオフィスのパソコン接続を誤り、パソコン内のデータを消失してしまったため、その復旧費用を負担した。
- ⑱ 建築中に誤って鉄骨を落させ駐車していた車を損壊させてしまった。修理費が時価額を超えたが、修理費の全額を請求された。

事故発生の際に適切な対応を行うための費用、訴訟・和解・示談などの対応の費用をお支払いします。

### 事故発生の際に適切な対応を行うために

#### ■損害防止費用

#### ■権利保全行使費用

(注8)

発生した事故による被害の拡大防止にかかった費用等



#### ■緊急措置費用

(注8)  
ケガ人の応急手当をしたとき等



#### ■被害者治療費等 補償\*

(注8)  
被害者の治療費を負担したとき等



#### ■初期対応費用 補償\*

(注8)  
事故現場の後片づけをしたとき等



#### ■争訟費用

(注8)  
訴訟にかかった費用等



#### ■協力費用

(注8)  
当社に協力するためにかかった費用等



#### ■訴訟対応費用 補償\*

(注8)  
書類の作成など、訴訟に関する諸費用等



(注8)結果として法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。

を負担する場合に限ります。対物事故は生産物・仕事の目的物のみが損壊した場合を含みません。(注3)原因とははっきり告げて施設に預けたのでなければ、その損害に対しては責任を負いません。(注5)生産物や仕事の結果に起因して発生した対人・対物事故について、損害賠償金が発生する場合、かつ、その事故に起因して、対象工事が履

\*のついた補償は基本契約とは支払限度額 2 が異なります。詳細は17ページをご参照ください。

## 2 支払限度額

当社が支払う保険金の限度額となります。損害の額が支払限度額を超える場合には、超過分は被保険者の自己負担となりますのでご注意ください。

# 賠償責任の補償②

受託物・借用財物・支給財物の損壊等を補償するワイドプランをおすすめしています。

## ワイドプラン

### 補償1 受託物・借用財物・支給財物等の補償

#### 受託物



所有または賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として被保険者が受託している財物の損壊について補償します。

#### 借用財物



借用中の財物(レンタル、リースを含む)の損壊について補償します。

#### 支給財物



支給された資材・商品等の財物(仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含む)の損壊について補償します。

\*1 上記の他、運送または荷役のために受託している財物の損壊も補償します。

\*2 主業務(お客さまが行う業務のうち、売上高に占める割合が最も大きい業務)が運送業または倉庫業の場合「受託貨物補償対象外特約(運送業、倉庫業用)」が自動セットされます。本特約により、主業務・兼業業務を問わずお客さまが行う運送業務・倉庫業務において受託している財物の損壊は補償対象外となります。

#### 支払限度額(1事故・保険期間中)

**1,000万円**

#### 免責金額

基本契約と同じ

**ベーシックプラン** では管理財物 ③ のうち、⑤の損壊のみを補償しています。

**ワイドプラン** はこの管理財物の補償が受託物・借用財物・支給財物等まで広がり、**他人の財物への賠償損害の補償が充実**しています。

### 補償2 借用イベント施設の補償



イベント等のために一時的に日本国内において借用する建物の損壊について補償します(イベント等とは、研修、講演、展示会、コンサート、スポーツ大会等の各種行事をいいます)。

#### 支払限度額(1事故・保険期間中)

**1,000万円**

#### 免責金額

- 火災、破裂・爆発、給排水設備からの漏水等による水ぬれ:なし
- 上記以外:10万円

### 補償3 工事遅延損害の補償



対象工事に起因して対人・対物事故が発生し、その工事の対象物を発注者に引き渡すべき期日の翌日から起算して6日以上の遅延が発生している場合に保険金をお支払いします。

#### 支払限度額(1事故・保険期間中)

**1,000万円** (1事故については、遅延規定に基づく額が上限となります)

#### 免責金額

基本契約と同じ

### 補償4 他人のデータ・プログラムの消失・損壊の補償



業務遂行等に伴い、他人のデータ・プログラムを消失または損壊した場合に補償します。ただし、被保険者が利用しているネットワークの管理やデータ・プログラムの提供に起因する損害は対象外となります。

\*法律上の損害賠償責任が発生しない場合も、お支払いの対象となります。

#### 支払限度額(1事故・保険期間中)

**1,000万円**

#### 免責金額

基本契約と同じ

### 補償5 対物超過費用の補償



他人の財物の損壊により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合において、被保険者が負担した対物超過費用(被害財物の復旧費が時価額を上回る場合に、事故解決のために被保険者が負担した費用をいいます)をお支払いします。

#### 支払限度額

●1事故 **100万円** ●保険期間中 **1,000万円**

#### 免責金額

なし

## 3 管理財物

管理財物とは次の財物をいいます。ワイドプランでは①から⑤、ベーシックプランでは⑤のみを補償します。

①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③左記①および②を除き、被保険者の所有・賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等<sup>(注1)</sup>を目的として、被保険者が受託している財物 ④上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 ⑤上記①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実に被保険者の管理下にある財物<sup>(注2)</sup>

(注1)動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。(注2)被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。



# オプション補償①

事業形態やニーズに応じてさまざまな補償をご用意しています。



## オプション補償 社会的リスク

### サイバーリスク補償特約 おすすめ!

「他人の情報の漏えいまたはそのおそれ」<sup>4</sup>や「IT事故」<sup>5</sup>、「サイバー攻撃」等により負担する**賠償損害**、**費用損害**および**利益損害**を補償します。

事由	賠償損害	費用損害
他人の情報の漏えいまたはそのおそれ	・損害賠償金 ・争訟費用 ・権利保全行使費用 ・協力費用 ・訴訟対応費用 ・損害防止費用 <sup>(注)</sup> ・緊急措置費用 <sup>(注)</sup> (注)サイバー攻撃による対人・対物事故の場合に限ります。	・事故対応費用 ・事故原因・被害範囲調査費用 ・広告宣伝活動費用 ・法律相談費用 ・コンサルティング費用 ・見舞金・見舞品購入費用 ・クレジット情報モニタリング費用 ・公的調査等対応費用 ・コンピュータシステム等復旧費用 ・風評被害拡大防止費用 ・再発防止費用
コンピュータシステムの所有・使用・管理または電子情報の提供に起因する事故による他人の業務の阻害、他人の電子情報の消失等	—	・サイバー攻撃調査費用
サイバー攻撃による対人・対物事故	—	
記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃	—	
記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ	—	

### 利益損害

不測かつ突発的な事由に起因して、ネットワーク構成機器等の機能が停止することによって、被保険者が日本国内において行う営業が休止または阻害されたために発生した利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)および日本国内において発生した営業継続費用

支払限度額		
賠償損害 (1請求・保険期間中)	費用損害 (1事故・保険期間中)	利益損害 (1事故・保険期間中)
<input checked="" type="checkbox"/> 100万円	100万円	—
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000万円	1,000万円	—
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000万円	1,000万円	300万円
<input checked="" type="checkbox"/> 5,000万円	2,000万円	—
<input checked="" type="checkbox"/> 5,000万円	2,000万円	500万円
<input checked="" type="checkbox"/> 1億円	3,000万円	—
<input checked="" type="checkbox"/> 1億円	3,000万円	1,000万円
<input checked="" type="checkbox"/> 3億円	5,000万円	—
<input checked="" type="checkbox"/> 3億円	5,000万円	3,000万円

上記の9パターンからお選びください。

\*本特約によりお支払いする保険金の合計は、賠償損害の支払限度額が限度となります。

\*訴訟対応費用は、1請求・保険期間中につき賠償損害支払限度額の設定額または1,000万円のいずれか低い額が限度となります。

\*コンピュータシステム等復旧費用、風評被害拡大防止費用と再発防止費用の合計額およびサイバー攻撃調査費用は、それぞれ1事故・保険期間中につき費用損害支払限度額の設定額または1,000万円のいずれか低い額が限度となります。

### 免責金額

なし

### 縮小支払割合

なし<sup>(注)</sup>

(注)風評被害拡大防止費用、再発防止費用およびサイバー攻撃調査費用は90%の縮小支払割合を適用します。

### CASE

ホームページのお問合わせフォームに脆弱性があり、サイバー攻撃により、個人情報が流出した。お問合わせがあった被害者への対応等に多額のコストを支出した。



### 4 情報の漏えいまたはそのおそれ

サイバー攻撃、従業員の持ち出し、パソコン等の盗難・紛失、メール・FAXの誤送信などによる他人の情報の漏えいまたはそのおそれが対象となります。情報とはマイナンバーなどの個人情報や企業情報のほか、これらに該当しない住所・氏名・年令・信用情報・財務情報・クレジットカード番号・ID番号・メールアドレスなどの情報も含みます。情報の記録媒体や所在地は問いません。

### 5 IT事故

コンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供による、他人の業務の阻害、他人の電子情報の消失または損壊、他人の人格権侵害・著作権侵害・意匠権侵害・商標権侵害・ドメイン名の侵害、その他不測かつ突発的な事由による他人の損失をいいます。

# オプション補償②

事業形態やニーズに応じてさまざまな補償をご用意しています。



## オプション補償 社会的リスク

特約のセットにあたっては、別に定める特約保険料を  
払込みいただきます。

### 弁護士費用特約(企業総合用)

- 対人事故または対物事故による被害が発生したことによって、被保険者が損害賠償請求を弁護士等に委任した場合の費用等を補償します(弁護士費用等保険金)。
- 対人事故または対物事故による被害、他人による業務妨害により経済的損害<sup>(注1)</sup>が発生した場合の、弁護士等への法律相談費用<sup>(注2)</sup>を補償します(法律相談費用保険金)。

(注1)記名被保険者が事業活動において金銭上の損害を被ることだけでなく、金銭上の損害を被るおそれが発生した場合も含みます。  
(注2)書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は法律相談費用から除きます。

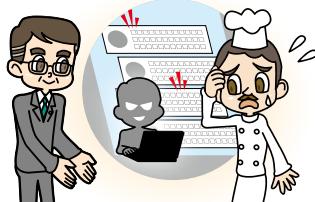
#### CASE1

店舗の上階より漏水があり、店舗内の大型電化製品が壊れて使えなくなってしまったため、損害賠償請求を弁護士に委任するために費用を支出した。



#### CASE2

飲食店が提供した料理について根拠のない悪評がSNSに書き込まれ、業務妨害を受けた。被保険者は損害賠償請求に関する相談を弁護士に実施し、法律相談費用を支出した。



#### 支払限度額と免責金額

下表のとおり、被害の種類ごとに支払限度額が設定されます。

被害の種類	支払限度額			免責金額
	1名	1事故	保険期間中	
対人被害	100万円		300万円	
対物被害	(弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金合算)		(弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金合算)	
経済的被害	—	10万円 (法律相談費用保険金のみ)	30万円 (法律相談費用保険金のみ)	なし



## オプション補償 自然災害リスク

特約のセットにあたっては、別に定める特約保険料を払込みいただきます。

### 近隣被災者見舞費用補償特約 おすすめ!

自然災害(落雷、風災、雹災、雪災)<sup>ひょう</sup>により記名被保険者の施設に発生した損壊に起因して、近隣の住民または企業等の財物の損壊が発生したことにより負担した見舞金を補償します。

お支払いする費用	支払限度額(1事故・保険期間中)	免責金額
・被保険者が被害者に対して支払う費用 ・上記以外の社会通念上妥当な費用	1,000万円 ただし、被害者1名、1被害世帯および1被害企業につき100万円が限度となります。	基本契約と同じ

#### CASE

台風により被保険者の施設の屋根が飛散して、隣家に直撃し窓ガラスが破損。周囲一帯も同様の被害が発生しており事業者の過失は認められなかったものの、自社の信頼失墜防止のために見舞金を支払った。



休業損害補償特約

おすすめ!

## 1. 火災や自然災害等による損害

保険の対象<sup>(注1)</sup>に発生した下記①～⑩の事故による休業損失および営業継続費用を補償します(休業損害保険金、営業継続費用保険金)。(注1) 対象物件<sup>6</sup>のほか、隣接物件、電気・ガスの配線等の敷地外ユーティリティ設備を含みます。

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ① 火災、落雷または破裂・爆発 | ⑥ 建物の外部からの物体の衝突等   |
| ② 風災、雹災または雪災    | ⑦ 盗難               |
| ③ 水ぬれ           | ⑧ 水災               |
| ④ 駆擾、労働争議等      | ⑨ 電気的または機械的事故      |
| ⑤ 航空機の墜落、車両の衝突等 | ⑩ ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故 |

## CASE1

火災により  
店舗が損壊  
し、休業せざ  
るを得なくな  
った。



## CASE2

仮店舗を借りての営業再開  
により、賃  
貸費用が  
持出し  
になった。



## 2. 食中毒・特定感染症による損害

- 対象物件<sup>6</sup>における食中毒の発生や、対象物件等<sup>(注2)</sup>が特定感染症<sup>7</sup>に汚染され(もしくは汚染された疑いがあり)、保健所による対象物件<sup>6</sup>の消毒の措置がなされたこと等による休業損失および営業継続費用<sup>8</sup>を補償します(休業損害保険金、営業継続費用保険金)。
- 対象物件等<sup>(注2)</sup>が指定感染症等に汚染され(もしくは汚染された疑いがあり)、保健所による対象物件<sup>6</sup>の消毒等の措置がなされ休業損失等が発生した場合の緊急対応費用を補償します(緊急対応費用保険金)。

## CASE

食中毒を発生させてしまい、  
営業を休止したため、休業損  
失が発生  
した。



## お支払いする保険金(休業損害保険金および営業継続費用保険金)

$$\text{売上減少額} \times \text{補償割合}^{(注3)} + \text{営業継続費用}$$

(注2) 対象物件<sup>6</sup>または対象物件が所在する建物等を  
いいいます。

(注3) ご加入時に設定いただきます(粗利益率以下)。

事由	保険金名称	支払限度額		免責金額	復旧期間
1. ①～⑩に該当する事故	休業損害保険金 および 営業継続費用 保険金	休業損害保険金と 営業継続費用 保険金 <sup>(注4)</sup> の合計	(1事故) <b>5,000万円</b>	なし	3か月以内
食中毒			(保険期間中) <sup>(注5)</sup> 基本契約の支払限度額 <b>1,000万円</b>		3か月以内
特定感染症 <sup>7</sup>			(1事故・保険期間中) <sup>(注5)</sup> <b>500万円</b>		14日以内
指定感染症等(特定感染症を除く)	緊急対応費用保険金	(保険期間中) <b>20万円(定額)</b>		—	—

(注4) 営業継続費用保険金は1事故につき500万円が限度となります。(注5) 合算して保険期間中の支払限度額は基本契約と同額となります。

 休業損害補償特約(食中毒・特定感染症のみ補償特約セット)

## 2. 食中毒・特定感染症による損害のみ補償したい場合は、休業損害補償特約に食中毒・特定感染症のみ補償特約をセットします。

事由	保険金名称	支払限度額		免責金額	復旧期間
食中毒	休業損害保険金 および 営業継続費用 保険金	休業損害保険金と 営業継続費用 保険金 <sup>(注1)</sup> の合計	(1事故・保険期間中) <sup>(注2)</sup> <b>1,000万円</b>	なし	3か月以内
特定感染症 <sup>7</sup>			(1事故・保険期間中) <sup>(注2)</sup> <b>500万円</b>		14日以内
指定感染症等(特定感染症を除く)	緊急対応費用保険金	(保険期間中) <b>20万円(定額)</b>		—	—

(注1) 営業継続費用保険金は1事故につき500万円が限度となります。(注2) 合算して保険期間中の支払限度額は1,000万円となります。

 休業損害補償特約(食中毒・特定感染症補償対象外特約セット)

## 1. 火災や自然災害等による損害のみ補償したい場合は、休業損害補償特約に食中毒・特定感染症補償対象外特約をセットします。

事由	保険金名称	支払限度額		免責金額	復旧期間
1. ①～⑩に該当する事故	休業損害保険金 および 営業継続費用 保険金 <sup>(注)</sup>	(1事故) <b>5,000万円</b>	(保険期間中) 基本契約の支払限度額	なし	3か月以内

(注) 営業継続費用保険金は1事故につき500万円が限度となります。

## 6 対象物件

日本国内に所在し、かつ、被保険者が全部または一部を占有する事業の用に供する建物等およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件をいいます。

## 7 特定感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフスをいいます。

## 8 営業継続費用

仮店舗・仮事務所の賃借費用や外注により割高となる費用等、営業を継続するために必要な費用をいいます。

# オプション補償③

事業形態やニーズに応じてさまざまな補償をご用意しています。



## オプション補償 建設に関するリスク

### 工事物損害補償特約

建設業の方に  
おすすめ!

特約のセットにあたっては、別に定める  
特約保険料を払込みいただきます。

建築工事・設備工事・土木工事について、不測かつ突発的な事故(火災、風災、水災等)により、工事の対象物<sup>⑨</sup>など保険の対象(補償されるもの)について発生した損害を補償します。

\*対象工事には1工事の請負契約金額が100億円を超える工事や請負契約が締結されていない工事などを含みません。

保険の対象が、対象工事ごとに下記①～④にある間に補償します。

- ① 対象工事の工事現場
- ② 対象工事用の現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物
- ③ 工場または資材置場などにおいて陸上輸送用具へ積込みを開始した時から、通常の輸送過程を経て、工事現場において荷卸し完了するまでの陸上搬送中および荷卸作業中

#### CASE1

建築中の住宅が火災により焼失した。



#### CASE3

大雨の影響で土砂崩れが発生し、建設中の道路が損壊した。



#### CASE2

工事現場内資材置場に保管していた工事用材料が盗まれた。



#### CASE4

交通事故により、陸上輸送中の工事用材料が破損した。



左記に加えて以下も補償します  
(主なもの)。

#### 湧水の止水・排水費用補償

湧水の止水・排水に費用がかかった。



#### 工事用仮設備・工事用機械器具補償

工事現場内に置いてあった工事用機械器具が損壊した。



#### メインテナス期間中の工事物損害補償

工事請負契約書に従って行う修補作業で補償対象を破損した。



## お支払いする保険金

- 損害保険金 ● 残存物取扱費用保険金 ● 臨時費用保険金 ● 代替建物賃借費用保険金 ● 原状復旧費用保険金

「物価上昇」または「資材等の購入単位の違いによる単価上昇」による復旧費の増加も補償します。

\*費目ごとの単価は、請負金額の積算単価の130%が限度です。

支払限度額 <sup>(注1)</sup>		免責金額	
	1事故	保険期間中	
建築工事・設備工事	対象工事の請負金額または10億円のいずれか低い額	なし	<b>①火災・落雷・破裂・爆発</b> なし <b>②盗難</b> <b>5万円</b> <b>③上記①、②以外の事故</b> <b>5万円</b>
土木工事 <sup>(注2)</sup>	対象工事の請負金額または1,000万円のいずれか低い額	なし (ただし、工事期間中2,000万円)	<b>①火災・落雷・破裂・爆発</b> なし <b>②盗難</b> <b>10万円</b> <b>③上記①、②以外の事故</b> <b>100万円</b>

(注1)一部の補償には、別途支払限度額を設定しています。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

(注2)設備工事に付随して行われる基礎工事等の土木工事を含み、建築工事に付随して行われる基礎工事等の土木工事を除きます。



## 9 工事の対象物

新たに建築・設置・取扱・交換等を行う「物」そのもの、請負契約書に記載された発注者に引き渡されるべき工事の対象物で請負金額に含まれているものをいいます。したがって、設置作業に伴い、既存の建物の一部(屋根・壁・床・天井等)にも作業を加えるとしても、その屋根・壁・床・天井等は工事の対象物には含まれません。屋根・壁・床・天井等の既存建物部分は、工事の対象物ではなく作業対象物として、基本契約(賠償責任)「管理財物損壊補償」で補償されます。

## □ 地盤崩壊危険補償特約

次のいずれかに起因する、土地、土地の工作物もしくは植物の損壊または動物の死傷に対して被保険者が負担する損害賠償責任を補償します。

- ① 土地の沈下等の地盤崩壊に起因する土地の工作物等の損壊
- ② 地下水の増減による地盤の崩壊に起因する土地の工作物等の損壊

\*補償の対象外となる損害もあります。詳細は「重要事項のご説明」20ページをご参照ください。

支払限度額  
(1事故・保険期間中)

1,000万円

免責金額

基本契約と  
同じ

**CASE**

土地の掘削工事を行っている際に土砂崩れが起こり、周辺住民の建物が損壊した。



## オプション補償 製造・販売した製品に関するリスク

特約のセットにあたっては、別に定める特約保険料を払込みいただきます。

### □ リコール費用補償特約

製造業・販売業  
の方におすすめ!

生産物の欠陥に起因して、日本国内に存在する生産物の回収等を実施することにより発生した費用を補償します。  
対人・対物事故の「おそれ」によるリコールも補償します。

**CASE1**

製造したパソコン本体の欠陥が原因で、購入者が使用している最中に発火し、購入者の住宅が損壊した。被保険者は直ちに製品回収を行った。

**CASE2**

製造・販売した食品にアレルギー表示のモレがあることが発覚した。まだ事故の報告はないが、事故が発生するおそれがある製品の回収を行った。



支払限度額(1回の回収等・保険期間中)

1,000万円

2,000万円

3,000万円

5,000万円

1億円

左記のいずれかから  
お選びください。

免責金額

基本契約と同じ<sup>(注)</sup>

(注) 基本契約で保険金をお支払いする事故が同時に発生した場合でも、本特約固有に免責金額を適用します。

### □ 生産物の欠陥等による経済損害補償特約

製造・販売業務の遂行に起因して、日本国内で発生した次のいずれかの事由に起因する他人の事業の休止または阻害について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担する損害賠償責任を補償します。  
ただし、基本の補償の使用不能損害拡張補償により保険金が支払われる損害を除きます。

- ① 生産物の欠陥
- ② 生産物の仕様等で意図された機能、効能、目的または条件を発揮または充足しなかったこと
- ③ 火災、落雷、破裂・爆発または不測かつ突発的な外因による設備故障等に起因する製造・販売業務の履行不能または履行遅滞

**CASE**

自社工場の製造装置が火災によって機能停止した。  
そのため納品が遅れたとして、納品先のメーカーから逸失利益について損害賠償請求された。

**お支払いする保険金**

① 法律上の損害賠償金

② 争訟費用

支払限度額(1請求・保険期間中)

1,000万円

2,000万円

3,000万円

上記のいずれかからお選びください。

免責金額

10万円

# オプション補償④

事業形態やニーズに応じてさまざまな補償をご用意しています。



## オプション補償 財産、借用不動産に関するリスク

特約のセットにあたっては、別に定める特約保険料を払込みいただきます。

### ■ 事業用動産損害補償特約

保険の対象（日本国内に所在し、かつ、記名被保険者が所有、使用または管理する建物内に収容される、記名被保険者が所有する業務用の設備・什器等および商品・製品等<sup>(注1)(注2)</sup>）について、下記①～⑩の事故によって発生した損害を補償します。

(注1)日本国内で運送中の商品・製品等は、建物外にある場合も保険の対象に含まれます。

(注2)一部保険の対象に含まれないものがあります。詳細は「重要事項のご説明」22ページをご参照ください。

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ① 火災、落雷または破裂・爆発 | ⑥ 建物の外部からの物体の衝突等    |
| ② 風災、雹災または雪災    | ⑦ 盗難                |
| ③ 水ぬれ           | ⑧ 水災 <sup>(注)</sup> |
| ④ 騒擾、労働争議等      | ⑨ 電気的または機械的事故       |
| ⑤ 航空機の墜落、車両の衝突等 | ⑩ ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故  |
- (注) 損害状況にかかわらず補償します（浸水条件なし）。

#### お支払いする保険金・費用

- ・損害保険金
- ・修理付帯費用保険金<sup>(注3)</sup>
- ・臨時費用保険金<sup>(注1)</sup>
- ・看板修復費用保険金<sup>(注4)</sup>
- ・残存物取扱費用
- ・損害防止費用
- ・保険金<sup>(注2)</sup>
- ・権利保全行使費用

支払限度額 <sup>(注5)</sup>		保険期間中
1事故		
<input type="checkbox"/> 500万円	<input type="checkbox"/> 3,000万円	
<input type="checkbox"/> 1,000万円	<input type="checkbox"/> 4,000万円	
<input checked="" type="checkbox"/> 2,000万円	<input type="checkbox"/> 5,000万円	
上記のいずれかからお選びください。		基本契約の支払限度額

#### 免責金額

- |            |     |
|------------|-----|
| ②に該当する事故   | 1万円 |
| ⑨に該当する事故   | 3万円 |
| ⑩に該当する事故   | 3万円 |
| ②、⑨、⑩以外の事故 | なし  |

#### CASE

事務所で火災が発生し、事務所内の設備・什器等が全焼した。



(注1) 損害保険金の10%に相当する額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに100万円が限度となります。

(注2) 損害保険金の10%に相当する額が限度となります。

(注3) 1事故につき1敷地内ごとに支払限度額に30%を乗じた額または1,000万円のいずれか低い額が限度となります。

(注4) 1事故につき10万円が限度となります（免責金額3万円）。

(注5) 一部の補償には、別途支払限度額を設定しています。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

### ■ 借用不動産損壊補償特約

借用戸室<sup>10</sup>が損壊した場合に、貸主に対する損害賠償責任を補償します。

#### 支払限度額

1事故：1,000万円 保険期間中：基本契約の支払限度額

#### 免責金額

10万円<sup>(注)</sup>

#### CASE

調理場の火が燃え移り、借用店舗を焼失してしまった。



(注) 事故原因が火災、破裂・爆発、給排水設備からの漏水等による水ぬれの場合、免責金額を適用しません。



### 10 借用戸室

建物のうち、被保険者が社宅、事務所または店舗として日本国内において他人から借りているすべての戸室（戸室内に収容されている家財または什器その他の備品等の動産を含みません）をいいます。ただし、仕事の遂行の一環として行うイベント等のために他人から賃借する建物を除きます。

# サービス

事業活動において抱える課題を以下のサービスでサポートします。

## 基本サービス

すべてのご契約にセットされるサービスです。

## 企業経営者の強い味方「経営セカンドオピニオン」がお役に立ちます!

## 法律のご相談

## 税務のご相談

## 人事労務のご相談

弁護士・税理士・社会保険労務士が電話でアドバイスします(予約制)。

- ・ご利用時間:平日13～17時(土日・祝日、12/25～1/5を除きます)
- ・サービスをご利用いただける方は保険契約者となります。ただし、保険契約が団体契約等の場合、被保険者も対象となります。なお、保険契約者または被保険者が法人の場合は、その法人の代表者となります。(注)

(注)法人の代表者から委任を受けた担当者の方もご利用いただけます。

- !** このサービスは、日本国内の法律・税務・人事労務に関するご相談が対象となり、海外のご相談は対象となりません。  
 サービスのご利用は、保険期間中メニュー(項目)ごとにそれぞれ5回までとなります(予約制)。  
 保険金請求にかかる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。  
 一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。  
 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。  
 サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。



## 「気象情報アラート」

気象情報をあらかじめ把握することにより、被害防止・被害軽減対応に活用いただくことが可能となるサービスです。



## サービスの内容

- お客様が専用サイト上で気象情報(「降水」「風速」「降雪」「雷」などの情報)を、タイムリーかつ高精度に知ることができます。
- 設定した数値を超える予報となった場合には、あらかじめ登録したアドレスにアラートメールを配信します。

## サービスご利用方法

- ご加入後に送付する加入者証に同封の「普通保険約款・特別約款・特約集」に記載のQRコードまたはURLよりサービスの利用登録をしていただきます。

- !** サービスをご利用いただける方は「ビジネス総合保険制度」のご加入者(被保険者を含みます)とそれらの役員・使用人の方となります。  
 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

## 「サイバーリスク補償特約」をセットした契約

### 事故発生時の 専門業者紹介サービス

サイバー攻撃による情報の漏えいが発生した際など、事故原因・被害範囲の調査や事故対応のコンサルティング等の業務の外部委託をご検討されている場合には、貴社からの要請に基づき、経験豊富な専門業者をご紹介します。

※1 このサービスは、専門業者をご紹介するものであり、専門業者の業務を無料でご提供したり、その実施をお約束するものではありません。貴社と専門業者との間で別途、委託契約等を締結いただく必要があります。

※2 貴社が専門業者に支払う費用は、この保険でお支払いの対象となる場合に限り、保険金としてお支払いします。

### サイバーセキュリティ緊急サポート

軽微なサイバートラブル<sup>(注)</sup>に関する初期の支援を目的に、専用窓口(フリーダイヤル)による初期アドバイス、リモートサポートによるウイルス駆除やセキュリティ診断等を行います。



従業員の使用するパソコンがマルウェアに感染した!



あいおいニッセイ同和損保サイバーセキュリティ緊急サポートへお電話



経験豊富なスタッフが、インターネットを介していつでも復旧対応

(注)サイバートラブルとはサイバー攻撃のおそれ、システムや機器の不具合などのサイバーセキュリティに関連するトラブルをいいます。

※1 上記はサービスの概要を記載したものです。利用方法および利用規約については、ご加入後に加入者証と共にお送りする「普通保険約款・特別約款・特約集」でご確認ください。

※2 サービスは事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

### 建設機械による対物事故の再発防止を目的としたコンサルティングサービス

- MS&ADインターリスク総研(株)が提供するコンサルティングメニューです。
- 実際に発生した建設機械による対物事故の内容をMS&ADインターリスク総研(株)が分析し、その結果に基づいた再発防止策を提案します。
- このサービスは保険にセットされるサービスではありません(有償)。

※サービスは事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

# ご契約にあたって①

ご契約条件についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください。

## 保険料について

割引制度等についてまとめています。ご加入前に必ずご確認ください。

### 全国商工会連合会のスケールメリットで約10%割引となります。

- 保険料は、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込の売上高(建設業は売上高・完成工事高)」に基づいて算出した保険料によりご加入いただきます。
- 確定保険料による契約ですので、保険期間終了後の確定精算は不要です。

#### 新設法人等の取扱いについて

新規事業者等で、最近の会計年度(1年間)の税込売上高が把握できないときは、ご加入時における「事業計画値」等を売上高等とみなして保険料を算出します。この際も確定保険料となりますので、保険期間終了後の確定精算は不要です。

### 安全管理状況が良好な場合、さらに割引制度をご利用いただけます。



※ご契約条件によっては、表示の割引率が適用されないケースがあります。

#### 自動車保険の良好なリスク状況に対して適用される割引

##### 自動車リスク優良割引 10%

###### フリート契約

記名被保険者の自動車保険がフリート契約で、ビジネス総合保険制度の加入申込日時点で適用されているフリート契約の優良割引率が20%以上の場合に適用します。

###### ノンフリート契約

記名被保険者の自動車保険がノンフリート契約<sup>(注1)</sup>で、ビジネス総合保険制度の加入申込日時点の等級<sup>(注2)</sup>が全車7等級以上<sup>(注3)</sup>の場合に適用します。



##### ポイント

自動車保険の  
保険会社を  
問いません!

(注1)ビジネス総合保険制度の加入申込日時点で資格審査期間中のフリート契約を含みます。

(注2)自動車保険(ノンフリート契約)が長期契約である場合、「自動車保険が1年契約だった場合の加入申込日時点の等級」とします。

(注3)継続契約または中途更改後の新契約で、直前の契約期間中に新規取得した6等級の車両<sup>(注4)</sup>がある場合、他の全車両が7等級以上のときは、全車7等級以上とします。

(注4)新規取得時に既存の自動車保険契約に中途加入したため、その自動車保険契約の更改時に6等級となっている場合は、その車両を含みます。

#### 品質・環境・食品安全管理等の取組みに対して適用される割引

##### 優良事業者割引 10%

加入申込日時点で、ISO<sup>11</sup>(右記①～③のいずれか)やHACCP<sup>12</sup>の認証または中小企業庁「事業継続力強化計画」<sup>13</sup>の認定を取得していれば、割引を適用します。

加入申込日時点で、下記いずれかの認証または認定を取得済の企業<sup>(注)</sup>

①ISO9001 ②ISO14001

③ISO22000 ④HACCP

⑤中小企業庁「事業継続力強化計画」

(注)全事業所・一部事業所を問いません。



自動車リスク優良割引、  
優良事業者割引の適用範囲について  
オプション特約を含めた保険料に適用  
されます。



#### 下限保険料

支払限度額や売上高等により個々の契約ごとに設定されます。



##### ISO

電気分野を除く工業分野の国際的な標準である国際規格を策定する国際標準化機構をいい、同機構が策定した国際規格として保険の割引の対象となるのはISO9001(品質マネジメントシステム)、ISO14001(環境マネジメントシステム)、ISO22000(食品安全マネジメントシステム)があります。

##### HACCP

食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法をいい、自治体、業界団体、民間などの認証機関によるものがあります。

##### 中小企業庁「事業継続力強化計画」

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。

# ご加入にあたって

ご加入条件についてまとめています。ご加入前に必ずご確認ください。

## 1.制度概要

**ご加入対象者** この保険契約は、商工会会員で、日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者の方が対象となります。  
(記名被保険者) 団体の構成員でなくなった場合には、代理店・扱者または当社までご連絡ください。

**保険契約者** この保険契約は、全国商工会連合会を保険契約者とし、各地商工会の会員事業者を加入者とする団体契約です。

申込締切日	加入始期月前月末日
保険期間(ご契約期間)	加入始期月1日 午後4時～翌年同月1日 午後4時
(第1回目)保険料振替日	加入始期月の翌月27日 <sup>(注1)(注2)</sup>

(注1)金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

(注2)保険料のほかに加入申込者ごとに制度維持費100円が毎月加算されます。

## 2.対象業種について

ビジネス総合保険制度は、主業務が製造業、販売業、飲食業、サービス業<sup>(注)</sup>、建設業のお客さまがご加入いただけます。

**(注)主業務が以下のサービス業のお客さまがご加入いただけます。**

- |  |                                       |  |                         |
|--|---------------------------------------|--|-------------------------|
| ●写真館、フォトショップ                                 | ●ゴルフ場                                 | ●不動産仲介業者                                     | ●旅館・宿泊業 <sup>(注4)</sup> |
| ●クアハウス、浴場                                    | ●ゴルフ練習場、テニス場、テニス練習場、<br>バッティングセンター    | ●冠婚葬祭業                                       | ●警備業 <sup>(注5)</sup>    |
| ●ハウスクリーニング業 <sup>(注1)</sup>                  | ●遊技場(ゲームセンター、ボウリング場、<br>ビリヤード場、ダーツ場等) | ●自動車修理業                                      | ●不動産賃貸・管理業              |
| ●映画館、劇場                                      | ●遊園地(有料の施設)                           | ●ソフトウェア業、<br>情報処理・提供サービス業、<br>インターネット付随サービス業 | ●機械等修理業                 |
| ●スポーツ施設提供・運営業、<br>カルチャースクール(スポーツ関連)          | ●ビルメンテナンス・清掃業                         | ●運送業 <sup>(注3)</sup>                         | ●廃棄物処理業                 |
| ●学習塾、カルチャースクール(スポーツ<br>関連以外) <sup>(注2)</sup> | ●理髪店、美容院                              | ●倉庫業 <sup>(注3)</sup>                         |                         |

**次のような業種等については、それぞれの専用商品等により引き受けます。**

●LPガス販売業者 ●消防用設備等保守業者 ●介護保険・社会福祉事業者 ●薬局、ドラッグストア など

(注1)主に、家庭内の清掃を目的とした業務をいい、「ホームヘルパー」「家政婦(夫)」「ベビーシッター」を除きます。(注2)学習塾について、塾生徒が負担する損害賠償責任や塾生徒の傷害に関する補償の要望がある場合には、「塾総合保険」をご用意しております。(注3)運送業務、倉庫業務において、受託している財物の損壊に関する補償の要望がある場合には、「タフビズ運送業総合保険」をご用意しております。(注4)旅館業法に基づく営業許可を得ている事業者に限ります。(注5)警備業法に基づき都道府県公安委員会からの認定を受けている事業者に限ります。

## 3.売上高・完成工事高について

ビジネス総合保険制度は年間売上高・年間完成工事高が100億円以下のお客さまがご加入いただけます。

## 4.被保険者(補償の対象となる方)について

この保険の補償を受けられる方は、次のとおりとなります。

### 基本 の 補 償

被保険者	リスク	施設リスク	業務リスク <sup>(注5)</sup>	生産物リスク	仕事の結果リスク
①記名被保険者	○	○	○	○	○
②記名被保険者の使用人 <sup>(注1)</sup>	○	○	○	○	○
③記名被保険者の役員(記名被保険者が法人である場合) <sup>(注1)</sup>	○	○	○	○	○
④記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人である場合) <sup>(注1)</sup>	○	○	○	○	○
⑤記名被保険者の下請負人ならびにその役員および使用人 <sup>(注1)</sup>	—	○	—	—	○
⑥発注者 <sup>(注2)</sup>	—	○	—	—	—
⑦下請製造業者 <sup>(注3)</sup>	—	—	○	—	—
⑧販売業者 <sup>(注4)</sup>	—	—	○	—	—

(注1)記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。(注2)建築主等の発注者をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。(注3)記名被保険者の生産物に使用される原料、材料、容器等を日本国内で製造することにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。(注4)記名被保険者の保険証券記載の生産物について販売業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。(注5)従業員所有自動車危険補償については、記名被保険者のみが被保険者となります。

\*被保険者間相互の事故も補償の対象となります(交差責任補償)。ただし、サイバーリスク補償等の一部の補償や、被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任は、交差責任補償の対象外です。



### オプション補償

記名被保険者のほか、補償内容に応じてその他の方が被保険者となることもあります。

# ご契約にあたって②

ご契約条件についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください。

## 5.「支払限度額」「免責金額」の設定について

	支払限度額 <sup>(注1)</sup>	免責金額
エコノミープラン	対人事故・対物事故共通で、1事故につき、 5,000万円 1億円 2億円 3億円 4億円 5億円 6億円 7億円 8億円 9億円 10億円 のいずれかからお選びください。	なし 1万円 3万円 5万円 10万円 20万円 30万円 50万円 100万円 よりお選びください。
	構内専用車等危険補償、管理財物損壊補償 <sup>(注2)</sup> 、従業員所有自動車危険補償、国外一時業務危険補償の1事故支払限度額は、基本契約の賠償責任補償と同額となります。	
	生産物自体の損害補償	基本契約と同じ
	国外一時持出・流出生産物危険補償	基本契約と同じ
	来訪者財物損壊補償	● 1名につき10万円かつ1事故100万円 ● 保険期間中1,000万円
	人格権侵害補償	基本契約と同じ
	広告宣伝活動による権利侵害補償	基本契約と同じ
	使用不能損害拡張補償	基本契約と同じ
	初期対応費用補償	なし
	訴訟対応費用補償	なし
ベーシックプラン	ブランドイメージ回復費用補償	なし
	被害者治療費等補償	● 被害者1名につき、死亡・後遺障害50万円、入院10万円、 通院3万円 ● 1事故・保険期間中1,000万円
	環境汚染対応補償	基本契約と同じ <sup>(注3)</sup>
	カーボンクレジット等費用補償	なし
	受託物損壊補償	基本契約と同じ
	借用イベント施設損壊補償	10万円 <sup>(注4)</sup>
	工事遅延損害補償	基本契約と同じ
	データ損壊復旧費用補償	基本契約と同じ
	対物超過費用補償	なし

(注1)すべての保険金の合計で、加入者証記載の基本契約の支払限度額(以下「総支払限度額」といいます)が限度となります(工事物損害補償特約は除きます)。オプション補償の支払限度額についても、総支払限度額に含まれます。基本契約の支払限度額を超えて、オプション補償の支払限度額を設定することはできません。

(注2)現金・貴重品は1事故・保険期間中1,000万円が限度となります。

(注3)損害賠償金および権利保全行使費用についてのみ免責金額を適用します。

(注4)事故原因が火災、破裂、爆発、給排水設備からの漏水等による水ぬれの場合、免責金額を適用しません。

(注5)風評被害拡大防止費用、再発防止費用およびサイバー攻撃調査費用は90%の縮小支払割合を適用します。

(注6)設備工事に付随して行われる基礎工事等の土木工事を含み、建築工事に付随して行われる基礎工事等の土木工事を除きます。

(注7)基本契約で保険金をお支払いする事故が同時に発生した場合でも、本特約固有に免責金額を適用します。

支払限度額 <sup>(注1)</sup>				免責金額																														
右記の9パターンからお選びください。 ※費用損害の支払限度額は、賠償損害の支払限度額に含まれます。 ※訴訟対応費用は、1請求・保険期間中につき賠償損害支払限度額の設定額または1,000万円のいずれか低い額が限度となります。 ※コンピュータシステム等復旧費用、風評被害拡大防止費用と再発防止費用の合計額およびサイバー攻撃調査費用は、それぞれ1事故・保険期間中につき費用損害支払限度額の設定額または1,000万円のいずれか低い額が限度となります。				なし <sup>(注5)</sup>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>賠償損害 (1請求・保険期間中)</th> <th>費用損害 (1事故・保険期間中)</th> <th>利益損害 (1事故・保険期間中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td><td>100万円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>3,000万円</td><td>1,000万円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>3,000万円</td><td>1,000万円</td><td>300万円</td></tr> <tr> <td>5,000万円</td><td>2,000万円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>5,000万円</td><td>2,000万円</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>1億円</td><td>3,000万円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>1億円</td><td>3,000万円</td><td>1,000万円</td></tr> <tr> <td>3億円</td><td>5,000万円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>3億円</td><td>5,000万円</td><td>3,000万円</td></tr> </tbody> </table>				賠償損害 (1請求・保険期間中)	費用損害 (1事故・保険期間中)	利益損害 (1事故・保険期間中)	100万円	100万円	—	3,000万円	1,000万円	—	3,000万円	1,000万円	300万円	5,000万円	2,000万円	—	5,000万円	2,000万円	500万円	1億円	3,000万円	—	1億円	3,000万円	1,000万円	3億円	5,000万円	—	3億円	5,000万円	3,000万円	
賠償損害 (1請求・保険期間中)	費用損害 (1事故・保険期間中)	利益損害 (1事故・保険期間中)																																
100万円	100万円	—																																
3,000万円	1,000万円	—																																
3,000万円	1,000万円	300万円																																
5,000万円	2,000万円	—																																
5,000万円	2,000万円	500万円																																
1億円	3,000万円	—																																
1億円	3,000万円	1,000万円																																
3億円	5,000万円	—																																
3億円	5,000万円	3,000万円																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の種類</th> <th>1名</th> <th>1事故</th> <th>保険期間中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対人被害</td><td>100万円 (弁護士費用等保険金・)</td><td>300万円 (弁護士費用等保険金・)</td><td></td></tr> <tr> <td>対物被害</td><td></td><td>(法律相談費用保険金合算)</td><td></td></tr> <tr> <td>経済的被害</td><td>—</td><td>10万円 (法律相談費用保険金のみ)</td><td>30万円 (法律相談費用保険金のみ)</td></tr> </tbody> </table>				被害の種類	1名	1事故	保険期間中	対人被害	100万円 (弁護士費用等保険金・)	300万円 (弁護士費用等保険金・)		対物被害		(法律相談費用保険金合算)		経済的被害	—	10万円 (法律相談費用保険金のみ)	30万円 (法律相談費用保険金のみ)	なし														
被害の種類	1名	1事故	保険期間中																															
対人被害	100万円 (弁護士費用等保険金・)	300万円 (弁護士費用等保険金・)																																
対物被害		(法律相談費用保険金合算)																																
経済的被害	—	10万円 (法律相談費用保険金のみ)	30万円 (法律相談費用保険金のみ)																															
●被害者1名、1被害世帯および1被害企業につき、100万円 ●1事故・保険期間中につき、1,000万円				基本契約と同じ																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th> <th>保険金名称</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災、自然災害等の事故</td><td>休業損害保険金 および 営業継続費用 保険金</td><td>(1事故)5,000万円 (保険期間中)基本契約の支払限度額</td></tr> <tr> <td>食中毒</td><td></td><td>(1事故・保険期間中)1,000万円</td></tr> <tr> <td>特定感染症</td><td></td><td>(1事故・保険期間中)500万円</td></tr> <tr> <td>指定感染症等(特定感染症を除く)</td><td>緊急対応費用保険金</td><td>(保険期間中)20万円(定額)</td></tr> </tbody> </table>				事由	保険金名称	支払限度額	火災、自然災害等の事故	休業損害保険金 および 営業継続費用 保険金	(1事故)5,000万円 (保険期間中)基本契約の支払限度額	食中毒		(1事故・保険期間中)1,000万円	特定感染症		(1事故・保険期間中)500万円	指定感染症等(特定感染症を除く)	緊急対応費用保険金	(保険期間中)20万円(定額)	なし															
事由	保険金名称	支払限度額																																
火災、自然災害等の事故	休業損害保険金 および 営業継続費用 保険金	(1事故)5,000万円 (保険期間中)基本契約の支払限度額																																
食中毒		(1事故・保険期間中)1,000万円																																
特定感染症		(1事故・保険期間中)500万円																																
指定感染症等(特定感染症を除く)	緊急対応費用保険金	(保険期間中)20万円(定額)																																
●建築工事・設備工事 ①1事故につき、対象工事の請負金額または10億円のいずれか低い額が限度 ②保険期間中につき、なし	●建築工事・設備工事 ①火災・落雷・破裂・爆発 なし ②盜難 5万円 ③その他の損害 5万円																																	
	●土木工事 <sup>(注6)</sup> ①1事故につき、対象工事の請負金額または1,000万円のいずれか低い額が限度 ②保険期間中につき、なし(ただし、工事期間中2,000万円が限度)																																	
地盤崩壊危険補償特約	1事故・保険期間中につき、1,000万円				基本契約と同じ																													
リコール費用補償特約	1回の回収等・保険期間中につき、 <b>1,000万円</b> <b>2,000万円</b> <b>3,000万円</b> <b>5,000万円</b> <b>1億円</b> よりお選びください。				基本契約と同じ <sup>(注7)</sup>																													
生産物の欠陥等による経済損害補償特約	1請求および保険期間中につき、 <b>1,000万円</b> <b>2,000万円</b> <b>3,000万円</b> よりお選びください。				10万円																													
●1事故につき、 <b>500万円</b> <b>1,000万円</b> <b>2,000万円</b> <b>3,000万円</b> <b>4,000万円</b> <b>5,000万円</b> よりお選びください。 ●保険期間中につき、基本契約の支払限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>免責金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①火災、落雷または破裂・爆発</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>②風災、雹災または雪災</td><td>1万円</td></tr> <tr> <td>③水ぬれ</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>④騒擾、労働争議等</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>⑤航空機の墜落、車両の衝突等</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>⑥建物の外部からの物体の衝突等</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>⑦盜難</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>⑧水災</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>⑨電気的または機械的事故</td><td>3万円</td></tr> <tr> <td>⑩①～⑨以外の不測かつ突然的な事故</td><td>3万円</td></tr> </tbody> </table>				事故の種類	免責金額	①火災、落雷または破裂・爆発	なし	②風災、雹災または雪災	1万円	③水ぬれ	なし	④騒擾、労働争議等	なし	⑤航空機の墜落、車両の衝突等	なし	⑥建物の外部からの物体の衝突等	なし	⑦盜難	なし	⑧水災	なし	⑨電気的または機械的事故	3万円	⑩①～⑨以外の不測かつ突然的な事故	3万円								
事故の種類	免責金額																																	
①火災、落雷または破裂・爆発	なし																																	
②風災、雹災または雪災	1万円																																	
③水ぬれ	なし																																	
④騒擾、労働争議等	なし																																	
⑤航空機の墜落、車両の衝突等	なし																																	
⑥建物の外部からの物体の衝突等	なし																																	
⑦盜難	なし																																	
⑧水災	なし																																	
⑨電気的または機械的事故	3万円																																	
⑩①～⑨以外の不測かつ突然的な事故	3万円																																	
●1事故につき、1,000万円 ●保険期間中につき、基本契約の支払限度額				10万円 <sup>(注4)</sup>																														

## あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。

ビジネス総合保険制度なら30点!



### あいおいニッセイ同和損保の 24時間365日事故対応サービス

It's MORE  
いつも安心。もっと安心。

なら、いつも安心。もっと安心。

#### 事故の受付から保険金支払いまでのフロー

事故の受付

保険金支払いの  
可否判断

##### 金曜日の深夜



排水管から水漏れが発生し、階下の他の店舗を汚損させてしまいました。加入している賠償責任保険で補償されますか？



お客様の契約内容によっては補償の対象となる可能性がございますので、まずは契約内容を確認させていただきます。

#### 一般的な相談、既に当社対応中の相談

一般的な相談  
アドバイス

既に当社対応中事案の  
相談・対応

##### 一般的なご相談(平日の日中)



事故の被害者から被害物の修理に要する見積書が送られてきました。保険金請求はどうしたらいいでしょうか？



それでは、保険金請求の流れと必要書類をご説明させていただきます。

※契約内容や事故の状況により、保険金お支払可否の判断など事故対応サービスの内容は異なります。

※お客様や相手の方との面談による対応、保険金のお支払い手続き等は、平日の営業時間内での対応となります。

※平日9:00～17:00は全国のサービスセンターでの対応となります。

保険金請求書類のご提出 ▶▶▶▶ 保険金お支払内容の確定 ▶▶▶▶ 保険金のお支払い

事故が起こった場合には、遅滞なく代理店・扱者または以下のいずれかの方法で当社までご連絡ください。

※ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

ホームページによるご報告 公式HPトップ > 事故のご連絡

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/>

事故の  
ご連絡



電話によるご連絡

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

**0120-985-024**

無料

【受付時間】  
24時間365日受付

※IP電話からは**0276-90-8852 (有料)**におかけください。

※おかげ間違いでご注意ください。

##### 〈示談にあたって〉

ビジネス総合保険制度には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

##### ご注意いただきたいこと

###### 複数のご契約があるお客様へ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●このパンフレットは「ビジネス総合保険制度」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。

●ビジネス総合保険制度の保険証券、「普通保険約款・特別約款・特約集」は保険契約者(全国商工会連合会)に交付されます。

●ビジネス総合保険制度は「企業包括特別約款・企業総合賠償特約セット賠償責任保険」のペッターネームです。

商工会名

[引受保険会社]

[代理店・扱者]

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

240117(2023年12月承認)GA23-300128(33-806)